

野球場使用料

区 分			午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
			9:00 }	13:00 }	18:00 }	9:00 }	13:00 }	9:00 }
			12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
奈良市	スマポ ー チ ユ ツ ア	入場料の類を徴収する場合	円 18,000	円 24,000	円 36,000	円 48,000	円 66,000	円 90,000
		入場料の類を徴収しない場合	2,100	2,800	4,200	5,600	7,700	10,500
鴻ノ池球場	のスマ スポ ー チ 以 外 ユ ツ ア	入場料の類を徴収する場合				240,000		
		入場料の類を徴収しない場合				48,000		
会 議 室			600	800	1,200	1,600	2,200	3,000
奈良市緑ヶ丘球場			1,950	2,600		5,200		

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。
- 4 奈良市鴻ノ池球場を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、次に掲げる額を加算した額とする。
 - (1) 全部を点灯する場合 3,000円
 - (2) 2分の1を点灯する場合 1,500円
 - (3) 3分の1を点灯する場合 1,000円
- 5 次に掲げる者以外の者(以下「市外利用者」という。)が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市内に存する学校に在学する者
- 6 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 備品その他の使用料については、規則で定める。